

本議事録は、発言者全員の確認をとったものではありません。

第4回 総合本部合同記者会見（保安院第119報）（平成23年4月28日）（未定稿）

次に、米国のエネルギー省からの提供を受けたキネティック社のタロンというロボットについてまして、5月上旬から現場の状況を見つつ、同じくモニタリング、更には線量のマッピングというものに活用する予定でございます。

これに併せて、独立行政法人日本原子力研究開発機構が開発しているロボット操作車を投入予定であります。

具体的に申し上げますと、先ほど御説明申し上げたタロンの操作を後方からするということであるとか、ガンマカメラによりまして遠方から放射線量についてはかかることが、この操作車によってできるということでございます。

操作車が遮へいされた環境で、今、申し上げたロボット操作が可能になりますので、さまざまな用途が考えられるのではないかということをございます。

今ロボット操作車については6ページに書いてありますが、チームジャパンと銘打ちまして、どうしても前線でやっているタロンなどのロボットが注目されるわけでありますけれども、こうしたバックアップ体制がないとロボットは動きませんので是非、皆さんにこうした活動があるんだということを知りたいと思います。

最後に日本製のロボットでございますが、千葉工業、更には東北大学などが共同開発したクインスというロボットが活用される予定であります。

こちらのロボットですが、ロボカップ世界大会の運動性能協議会で2回の優勝を果たすなど、高い操作性能が特長となっております。したがいまして、屋内の狭い箇所やなかなか整備をされてない場所での活用に向けた検討を進めておりまして、モニタリングなどについて現場の状況に応じて投入を目指していくと考えております。

資料の10、11ページをごらんいただきたいですが、最後に、使用済み燃料プールの注水作業に利用しているコンクリートポンプ車。もうさまざま名前をつけられていることは皆さんも御存じだと思いますが、これについて説明させていただきます。

被曝の一層の低減、厳しい放射性環境下での継続的な放水を行うためにはこの無人化も極めて重要でございます。早期の実現を目指してまいりたいと考えております。

ドイツのツツマイスター社のコンクリートポンプ車3台につきまして、東芝、日立製作所、三菱重工、三菱扶桑の協力の下、ブーム操作、注水作業の遠隔化、更には監視映像の伝送などの無人化の改造を現在行っているところでございまして、既にかなりの段階までしております。

これは連日報告していることでございますけれども、これまでコンテナ59個分の直引きの撤去を終了しております。昨日の時点ということでございます。これによりまして、徐々に作業環境そのものの改善がなされています。

続いて、4、5ページをごらんください。モニタリング用の小型ロボットにつきましては、幾つかの種類のものが既に投入をされている、もしくはこれから投入が予定をされております。

まず、米国のアイロボット社製のバックボットを用いて、1～3号機の建屋内部の線量などのモニタリングを行っております。

以上、申し上げてまいりましたとおり国内外の英知と技術を結集いたしました、作業員の被曝低減を目的として、危険な作業の遠隔化操作を行うことによりまして事故の収束、具体的に申しますと、道筋・ロードマップの中で言うならば冷却機能の回復、更には建屋の補強などにこれらの技術というのが非常に大きな貢献をしております。

今後とも現場の状況に対応する形で、更にこうしたりモートコントロールの技術を投入していきたいと考えてございます。

最後に、私、今日は30分ほどで本会議に行かなければなりませんので一度失礼をいたします。ただ、会員が講じているようであれば本会議終了後こちらに戻ってまいりますので、是非、その点は御容赦いただけますようにお願い申し上げます。

○司会 続きまして、本日の説明に入らせていただきます。
まず冒頭、事務局長より説明がありました福島第一原子力発電所事故対策におけるロボットの活用について、東京電力より説明します。

次に、環境モニタリングの状況につき、東京電力、文部科学省から説明し、原子力安全委員会よりコメントをいただきます。
最後に、各プランの状況について東京電力から説明します。

質疑はその後とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。
それでは、まず福島第一原子力発電所事故対策におけるロボットの活用についてです。

○東京電力よりお願いいたします。
○松本氏 東京電力の松本でございます。よろしくお願ひいたします。

細野事務局長からのお話がございましたので、重複しないよう御説明させていただきたいと思います。
ロボットのうち、瓦れきの撤去とコンクリートポンプ車につきましては、これまでいろいろな場面で御紹介させていただいておりますので、本日は特に環境モニタリングのシステムにつきまして少し詳しくお話ししたいと思います。

4ページをごらんください。
こちらは、日本原子力研究開発機構さんににおいて開発が行われた遠隔監視装置でございます。この台車の中にガンマカメラというものを設置いたしまして、遠方から対象物の線量が可視化できる装置でございます。
計測距離は、およそ10mから100m先のものまで、こういった画像処理が可能となつております。

真ん中のところにイメージ図がございますけれども、赤外線サーモグラフィーでカメラに映る物体の温度の分布を示すような形と同様な仕組みでございまして、 γ 線を強く出しているところが赤く写ることから、複数の瓦れきを一度に撮影した上で、対象となる撤去すべき線量の高い瓦れきが一目瞭然でわかるシステムでございます。
これまででは放射線管理員が現場に行きまして手作業で測定したというところが、遠方が

ら監視ができるというシステムでございます。

このガンマカメラの製造メーカーさんは米国のA.I.Sという会社でございまして、日本原子力研究開発機構さんが緊急時に備えて保有していたものを、今回使わせていただくということになります。

統いて、ページをめくつていただきさまで7ページになります。こちらはタロンということで、自動線量マップつきのロボットでございます。

これは、皆様の方には右下に書かれております福島第一サーベイメップということで、現場の作業環境については、こういった作業へ移るそれぞれの場所の線量がどれぐらいあるのかということを、こういった地図の上で落とし込んでいって作業環境を見ていたわけでございますけれども、今後はタロンにGPSの機能と線量をはかるセンサーを運動させることによりまして、いわゆる自分がどの位置での線量をはかったのかということを自動的に地図上に落としていくことが可能になると考えております。

この装置を使いますことで、現時点では人間におります線量分布の測定といつたものが、タロンが自動走行することによりまして、現在の位置とそことの線量がきめ細かく把握できることをねらっております。こういったことによりまして、現場の作業環境の改善、省力化といつたものが図れるのではないかと思っております。
ほかにつきましてはこれまで御説明したことと重複いたしますので、私の方からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 続きまして、環境モニタリングに関する説明となります。まずは、東京電力からモニタリング結果について説明いたします。

○ それでは、お手元の資料の中から「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果」をごらんください。「34報」と書いた資料でございます。
こちらは福島第一原子力発電所の西門、それから、福島第二原子力発電所のモニタリングポストの1番という箇所のダストの状況を毎日測定しているものでございます。分析結果は、セシウム134、137、ヨウ素131に關しまして分析を行っております。

ページをめくつていただきまして、2ページ目より測定値を書かせていただいております。
すけれども、福島第一の西門でございますが、揮発性のヨウ素、粒子状のヨウ素とともに 5.1×10^{-6} 、 4.7×10^{-5} ということで、空気中の濃度限度に対する倍率は0.05倍が最大値となるております。

3、4ページに同じく福島第一のダスト核種分析結果、それから、福島第二のダスト分析結果ということで検知結果を記載させていただいております。若干ではございますが、少しずつ下がつてきているのではないかと考えております。

もう一つは、海の海水の放射性物質の分析結果でございます。資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」ということで、サブタイトルが「第36報」となっているものでございます。
こちらの検出結果につきましては、ページをめくつていただきまして、2ページ目に沿

岸部の添付資料をつけておきます。

傾向として大きく変化はございませんけれども、左から2番目、福島第一の5、6号機放水口北側30mの地点でございますけれども、セシウム134で昨日の14時10分に採取したもののが 2.0×10^{-1} ということで、水中の濃度限度に対する倍率が3.3倍という状況になります。

○ 経時変化につきましては4ページ目以降、それぞれの現地点でのサンプリング結果につきまして記載させていただいております。

○ 司会 次に、文部科学省からの説明でございます。

○ 文部科学省でございます。

お手元に「環境モニタリングの結果について」ということでお配りをしております。今回も経時的な調査の結果の御報告ということになりますが、全国レベルのもの、都道府県別の環境放射能水準調査、経時降下物の調査、上水、あとは大学の協力により、空間放射線量率、これが全国レベルのものでございます。

あと、福島第一原子力発現所から20km以遠のものということで、空間放射線量率の測定結果、積算線量の結果、ダストサンプリングと環境試料・土壤モニタリングの結果、福島県で実施された緊急時環境放射線等のモニタリング実施結果ということでございます。

本日お配りしている資料の中では、従来と比較して大きな特徴があることがないかと思っておりますが、このデータにつきましては原子力安全委員会で評価をいただいているという状態です。

簡単でございますが、以上でございます。

○ 司会 それでは、環境モニタリングの最後でございますが、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価についてコメントをいただきます。

○ 原子力安全委員会でございます。環境モニタリングの結果の評価についてでございます。4月27日に文部科学省から公表されたものに対する評価でございます。

○ 空間放射線量については特筆すべきことはございませんで、全般的に全国 聽取不能かと思っています。

空気中の放射性物質濃度につきましては、4月25日に採取された20km以遠の試料の測定結果につきまして、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137はいずれも検出ができないレベルでございました。

環境試料につきましては、4月25日に採取された海水の中で、今回初めて中層レベルについて評価をいたしました。 聽取不能 レベルでございました。

都道府県別環境放射能水準調査については、特に特筆すべきところはございません。以上でございます。

○ 司会 続きまして、各プラントの状況についての説明でございます。東京電力から説明いたします。

○ それでは、福島第一原子力発電所の状況で御説明させさせていただきます。

お手元の資料のタイトル名をいたしまして「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A4縦書きの1枚物をごらんください。

まずはタービン建屋の地下のたまり水の処理の状況でござりますけれども、2号機のタービン建屋のたまり水に關しましては、継続して集中廃棄物処理施設の方への移送を進めております。

今日の午前7時の段階で、プロセス、主建屋の増加量といいたしましては1,055mmという状況でございます。

また、トレンチ立坑の水位といたしましては900mm、タービン建屋の水位といたしましては小名浜ポイントを基準といたしまして3,100mmという状況でござります。

こちらにつきましては、会見終了時に最新のデータを皆様の方に御提示させていただきます。

2号機の取水口付近からの放射線物質を含む液体の海への放出につきましては、特に大きな作業を行っておりますが、後ほど別の資料にて海水の分析結果について御報告させていただきます。

1号機の格納容器への格納容器への窒素ガスの投入でございますが、4月7日から継続して実施しております、本日11時の段階で格納容器の圧力といたしまして120.1kPa、総封入量といたしまして約13,900m³という状況でございます。

海水中の放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので省略させていただきます。

裏面にいきまして、使用済み燃料プールの注水と放水の実績でございます。

昨日の実績は、4号機に対しまして12時18分から14時1分、一時中断いたしまして、14時32分から15時15分にかけてコンクリートポンプ車によります淡水注入を行っております。注入量といたしましては約86tでございます。

本日は、2号機に対しまして10時15分から11時28分にかけて、燃料プール冷却材浄化系のラインを使いまして淡水を注水しています。中水量は43tでございました。

そのほか、原子炉圧力容器への注入の状況でござりますけれども、1、2、3号機とも淡水注入中でございまして、圧力容器の温度といたしましては1号機の給水ノズルが11時段階で106.6°C、圧力容器のボトムで96.8°Cでございます。

2号機につきましては、給水ノズルで11時の段階で119.8°C、3号機につきましては11時段階で正圧力容器のボトムで109.4°Cという状況でございます。

それから、昨日の10時2分以降、1号機に対しましては從来の注水量が6m³/hでござ

いましたけれども、 $10\text{m}^3/\text{h}$ で注水をしております。24時間を経過しておりますけれども、引き続きドライウェルの圧力等を監視しながら、 $10\text{m}^3/\text{h}$ にて注水を継続している段階でございます。

その他の項目でございますが、飛散防止剤の散布状況でございますけれども、本日も5号機の山側の面等に約4,540m³の散布を行っております。

また、遠隔操作によります瓦れきの撤去につきましても継続実施中でございます。

そのほか、電源の強化工事等につきましては継続実施中という状況でございます。

本資料につきましては瓦れきの搬出につきましても継続実施中でございます。

続きまして、放射性物質のモニタリングの状況を御報告させていただきます。

まず、資料のタイトルといたしまして「福島第一原子力発電所2号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について」ということで、サブタイトルが「統報24」

になつてます。

こちらは4月2日以降、高濃度の放射性物質を海に放出されたということがございまして、それ以降の海の放射性物質を継続監視しているものでございます。

こちらは4月6日に止水工事は終わりましたけれども、その後の状況について御報告させていた

だきます。

ページをめくついていただきまして、2ページ目に各サンプリングポンプでの分析結果を載せております。

左から3列目に、福島第一2号機、スクリーン、海水、シルトフェンス内側というところがござりますけれども、この部分が漏水箇所より一番近くかつたところでございます。

ヨウ素131で 6.3×10^{11} ということで、水中の濃度限度といたしましては1,600倍という状況でございます。

経時変化につきましては3、4ページ以降に書かせていただいておりますけれども、特に4、5ページにあります2号機バースクリーンの海水放射能濃度ということで、シルトフェンスの内側と外側のグラフでござりますけれども、昨日まで2日続けて上昇傾向にございましたが、本日の測定結果はこういった形で少し減少しているということです。

この上昇につきましては日々の偏向の範囲内ではないかと考えております。

したがいまして、新たな高濃度の汚染水がどこから漏出していることではないと考えております。

本資料につきましては以上でございます。

続きまして、資料名で申し上げますと「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサンプルからの放射性物質の検出について」をごらんください。

こちらは、タービン建屋の地下に高濃度の汚染水がたまっているということに鑑みまして、毎週月水曜日に測定しているものを、その翌日に分析結果といたしまして御報告させていただいているものでございます。

2枚目に分析結果を載せさせていただいたおりますけれども、左から3列目に2号機の

サンプルの分析結果がございます。ヨウ素131で 3.9×10^7 というところで、こちらの方が量としては一番多いという状況でございます。

3ページ以降に各1号機から構内の深井戸までサンプリングの経時変化の方を記載させていただいております。日常的な変動の範囲内と思っておりますけれども、上がり下がりがあるという状況でございます。

こちらに閲覧しましては以上でございます。

そのほか、本日は飛散防止剤の確認結果ということで資料をまとめております。

こちらの資料をごらんください。タイトルは「飛散防止剤の確認結果」ということで、これまで4月1日より、屋外の瓦れき、あるいはほこりといった形で建屋の周辺に放射性物質がかなり飛散しております。そういうものが今後、天候等によりまして拡散していくことを防止するために飛散防止剤をまさまして、一時的に固めるような試験散布を実施しておりますが、26日以降、本格散布に移りましたけれども、その試験結果がまとまりましたので皆様の方に情報提供させていただきます。

「まさむらの確認試験」「固化状態の確認」「散布前後の線量確認」「電気品への影響確認試験」。

5つ目に「飛散防止剤混入における燃料棒伝達性能の評価試験及び放射線照射の影響確認試験」。

6つ目に「原子炉建屋外壁・鉄骨部への付着性確認に関する試験」。

7つ目に「遠隔操作クローラランプによる散布の試験」という7項目につきまして確認が行われました。

いずれも良好な試験結果が得られておりますけれども、ページをめくついていただきまして、それぞれの試験の内容と確認結果について御紹介させていただきます。まず、まさむらでございますけれども、こういった写真にありますとおり人間がました後、ちゃんとがらがないかといふことにつきまして確認を日視で行っております。

2つ目でございますが、固化状態の確認ということで、固まつていなさいものがないかといふことにつきまして2日後、6日後、12日後というところで試し掘りを行いまして、きちんと固化しているという確認を行っております。

3つ目でございますが、散布前後の線量確認試験でございますが、こちらは散布前の線量値に変化がないことを確認しておりますけれども、勿論、この散布によりまして、いわゆる遮へい効果を期待しているものではございませんで、ほこり、あるいは風等によって放射性物質が飛んでいかないようにということでございますので、ある程度の変化がないことは当然の結果であろうと思っています。

4つ目が電気品への影響試験でございますが、こちらは飛散防止剤が屋外に設置しておられます電気品の中に入り込んで影響を与えないかといふことでございまして、分電盤、ボンブ、電動機、ケーブルにて構成した状態に噴霧いたしましたして、絶縁等の劣化がないとい

うことを確認いたしております。

ページをめくつけていただきまして、5つ目が飛散防止剤混入時における燃料棒伝達性能への評価試験でございます。こちらは、今、原子炉の使用済み燃料プールの上の方が開いている状態でございますので、プールの方に混入した飛散防止剤が燃料に影響を与えないかということを確認いたしております。

こちらは飛散防止剤の属性、それから、被覆管への付着の状況、固化の状況、そういうものが燃料棒についた場合の電熱性能、
飛散防止剤 被覆管へ付着の状況、固化の状況、そういうことが求められます。
飛取不能 流動性に及ぼす影響等を確認させていただいております。

6つの試験が、原子炉建屋外壁・鉄骨面への付着性ということで、単に水平面ではなくて、いわゆる縦の垂直面のところにきちんとどうか、それから、鉄骨といったものにもきちんとどうかについて試験散布を行いまして、問題ないことを確認いたしております。

最後に、現在も実施中でございますが、7つの項目といたしまして、遠隔操作によりますクローラランプによります散布の試験ということで、新しくクローラランプに監視カメラと放水銃をつくりまして試験散布を行った結果、きちんとまけることを確認いたしております。

こういったことを踏まえまして、今後、本格散布に実施していくということでございまして、現在3、4号機の海側の散布を行っております。

お手元の方に参考資料配付ということで、福島第一の
ますけれども、現時点でのオレンジ色の部分の4月27日までのところに散布の実績

が書かれております。

今後、この建屋周りの黄色いところ、ピンク色のり面、水色の平地の部分に対しまして飛散防止剤を散布していきたいと考えております。

その他の資料でございますけれども、福島第一原子力発電所のプラント関連のバラメータ、モニタリングポストの測定結果につきましては、データ資料として皆様ごらんください。それから、参考資料いたしまして、本日、福島第二原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更認可申請を行っております。こちらは福島第二原子力発電所に対しまして、原子力安全・保安院様の方から、以前、宮城県沖地震、東北電力の東通原子力発電所で発生した外部電源の喪失事象に伴いまして、非常用ディーゼル発電機の保安規定上の取扱いに対する変更をするようという指示がございましたので、それを受けて変更申請を行つたものでございます。

私からは以上になります。

○司会 保安院からのプラント状況を踏まえたコメントでございますけれども、大きな変化はないということでございまして、ここでのコメントはなしということにさせたいただければと思っております。

以上で説明は終わりました。これから質疑に入りたいと思います。

(発言の途中より録音あり)

○記者 そこに住んでいる人の利益と被曝を受けることの被害を考慮して、最大限そこに住めるというのが20mSvであって、健康被害がないなんていふことは1つも書いてないと思うんですねけれども、健康被害がないという説明を今後も続けるおつもりなのかどうかを聞きます。

○ 20mSvの関連につきましては、出発点としてそういうものから出発して取り組むということが必要なわけでございます。

勿論、今、御指摘のように健康の管理という観点からはできるだけ低くする、合理的な取り組みをするということが求められているわけでございまして、これは私ども、文部科学省に対して20mSvからスタートする段階でできるだけ低減する努力をしてほしいということを求めたわけでございます。

○記者 済みません、努力をしていても被曝は続くんですね。ですから努力でなく、いつまで具体的にこういう数値以下にしようとか、そういう数値目標というものをきちんと示さないと全く意味がないと思うんですけれども、いかがですか。

○ 私どもは2週間に1回以上の頻度で文部科学省からモニタリング結果の報告をもらいうることにしております。まだ1回目のものはもらっておりませんが、その報告を受けて、内容を見て、評価をして、まだ必要ならば助言をしていただきたいと考えてございます。

○記者 その助言というのをどういうレベルで与えるかというのを、今の段階で考えないまま許可しているんですか。つまり、何日後にこうなるとか、何か月後にこうなるとか、そういう一定の基準を決めた上で許可したのではないんですか。学校の校庭で遊ぶことはそんなことを決めて許可したんですね。その数値の状況を見るだけなんですか。

○ 私どもが文部科学省に対して許可するという立場ではなくて、あくまで助言をする立場でございます。文部科学省から助言を求められて答えて返したという位置づけでございます。

勿論、現在の状況から、逐次またモニタリング、環境の状況は変わっておりますので、それを的確に把握をして、また、対象の方にはがケット線量計で線量をきちんとするということの努力をして取り組んでほしいということを求めているわけでございます。

○記者 ですから、具体的な目標の数値を決めていないんですね。つまり、それは許可でなくてアドバイスでもいいです。そういうアドバイスをしてないんですか。いつまでに聴取不能 この20mSvというのは本来そういうべき数値ではないんですか。

○ そういう具体的なことはこの状況では申し上げにくいわけでございまして、でき

るだけいろいろな努力をして被曝を低減させることを努めてほしいと思っていますけれども

ざいます。

○記者 申し上げにくいといふのは低減しないと。そういう見込みがそんなにないからと
いうことですか。そこら辺は本当に無責任な発言だと思いますよ。

○ 決してそうではありません。この状況の中でいろいろ環境も変わってきますの
で、その環境の状況を的確に把握してどういうことに取り組んでいけばいいのかというこ
とを文部科学省の方でよく考えて対応していただきたい。

私どもはそのモニタリングの結果を見て、またよく評価をしていきたいと思っています。

○記者 最後にします。

恐らくこのやりとりを聞いている人は、全く不安が解消されていないと思います。保安
院と原子力安全委員会の担当者の会見を至急行うべきだと思います。その方々と我々の具
体的なやりとりに基づいて、もし委えられるのであれば速やかに変更するべきだと思いま
すので、その点だけ再度要求しておきます。

○司会 それでは、ほかの方の質問に移りたいと思います。

○記者 前の女性の方と、真ん中の男性の方。

○記者 東電の方にお尋ねします。役員報酬について、総額ではなくて個別の額について教えて
ください。開示できないのなら、その理由をお願いします。

○ 私、原子力のエンジニアでございますので、役員報酬の関係につきましては総額
で、今、有価証券の取引所等で開示されていると思いますが、個別につきましては開示し
ていないと思います。開示されない理由につきましては、別途回答させてください。

○記者 今日、NEXCO 東日本の方に高速道路を早く開通させてくれるようにという書簡を送つて
いると思うんですけども、この意図と内容について教えてください。

○ 東電が高速道路の開通を要望したということでございましょうか。事実関係を確
認させていただきたいと思います。

○司会 ほかの方、いかがでしょうか。

では、この列の一番後ろの方と、そちらの二番目の方の後ろの方。白いワイシャツの方です
ね。

○記者 先ほどの枝庭の20mSvに関して安全委員会の方にお伺いしたいんですが、昨日の回答で、
20mSvに關しては安全委員会の5人と専門委員の2人、全員それでOKと。適用、肯定で
きるという御回答だったようになりますが、先ほど一人の方が違うというコメントを出
していましたことに關してお考えをお聞かせください。

○ 文部科学省から助言の要請がありまして、そういう経過の中で検討して比較を
いたしました。

この 20mSv の関連につきましては、勿論、先ほどから申し上げておりますように、この
枠組みの出発点としてこういうことで出発することは可能であろうと。その代わり、常に

下げる努力をしてほしいということで、先生方、最終的にそういう方向で文部科学省に回
答することになったわけでございます。

○記者 内容の説明ではなくて、昨日は7人全員がそれで肯定というお話をつたんですね
が、1人の方が違うというコメントを出しているそなんですけども、それに関してのお考
えをお聞かせください。

○ そういう経緯がございますから、最終的には20mSvをスタートにしてやっていく
ということです。

○記者 わかりました。

そうすると、昨日の回答の7人全員というのは合っていないということになると思うん
ですが、文科省の方としてはそういう認識でよろしいでしょうか。どういう形で20mSvが
OKという判断をされたんでしょうか。1人の委員の方が反対の意見をされているという
のは御存じでしたか。

○ 正確には原子力災害対策本部から原子力安全委員会に助言を求めて、その回答を
いただいたということでありまして、原子力安全委員会の委員の間でどのような議論が行
なわれていたか、私は承知しておりません。

○記者 そうすると、細かい経緯であるとか、議論の内容であるとか、20mSvの根拠であ
るとかいうのが文科省の方には伝わらないともとれるんですが、よろしいですか。

○ もともと 20mSv という案はこういう形で考えてということで、これは我々の方か
ら考え方を示して、そこに助言をいただいたということであります。

○記者 今のお話だと、文科省の方から 20 でいいかどうかという。それに関して安全委員
会の方で。

○ そうでございます。これは ICRP 等の考え方方に書かれているものに基づいて、そ
ういう形でよろしいかどうかを文科省が原子力災害対策本部を通じましてお聞きしたとい
う形でございます。この間の文書については、ホームページ上でも既に公開をしておりま
す。

○記者 そうすると、文科省の方は同じ ICRP の文章の 2007 年の勧告に関して、2007
年から 20 人弱の審議会で、その内容が妥当かどうかという検討がされています。
つい先ごろ中間報告という形で出ていると思うんですが、ICRP の勧告の 109 はその中の
緊急時被曝状況に関するものだと思うんですけども、今の中間報告の中では、計画被
曝状況と、緊急時被曝状況と、現存被曝と、この 3 つの分類が妥当かどうかというのを含
めて検討しているところなんですが、そのうちの緊急時被曝だけを抜き出してそれを
適用させるというのはどういう考え方でされたんでしょうか。審議会でやっている内容とい
うのは反対になるということですか。

○ 現在の 2007 年勧告ということで書かれている内容に基づいて考え方を整理して、
こういった助言を求めたといいます。

○記者 2007 年勧告の審議会はまだ継続中だと思うんですけども、なぜ継続中のものの

中からそれだけを抜き出してやられたんですか。そういうのは可能なんでしょうか。
そうすると、今後の審議会に対してはやつてもしようがないとされるんですが、審議会のメンバーの方々はそれで納得されているんでしょうか。

○ それは ICRP の審議会。

○記者 2007 年勧告の審議会に関して。

○ 日本人の方の。

○記者 はい。20 人弱の審議会のメンバーがいると思うんですけども。

○ ICRP そのものの話なのか、日本の放射線審議会のお話なのか。

○記者 放射線審議会の話です。

○ 私の理解では、確かに国内の取り入れについての議論をしていたと思います。
ただ、今回は ICRP そのものがありますので、こういう事態が発生しているわけだと思いますので ICRP の勧告の方からお聞きいたしまして、学校の災害といふことでございまして至急に結論を出す必要があったということで、原子力災害対策本部を通じて原子力安全委員会に意見をお出しして、意見をいただいて、提出させていただいているところでございます。

○記者 とりあえず、その 2007 年勧告に関しての審議会では、これ以上は審議しないという判断になりますか。

○ 放射線審議会の状況についても、改めてどういう検討を続けていくかは確認していただきたいと思います。

○記者 お願いします。

○ 最初に文科省並びに保安院にお伺いしたいんですけども、これはロボットの関係なんで前半に聞くべきだったんですが、遅くなってしまふません。
たしかに JCO の事故を教訓にロボットの開発というのを以前、続けていたと思うんですけども、今はそれがどうなっているのか。いつまで��けて、いつやめたのか。今、その成果はどうなっているのかを教えてください。

○西山審議官 まず原子力安全・保安院の方からお答えいたします。

確かに経済産業省では JCO の臨界事故の経験を踏まえまして、1999 年から 2000 年度において原子力防災支援ロボットといふものの開発を支援いたしました。この事業で開発されたロボットは、屋内における弁の開閉などの作業に使用することを想定したものでありました。

今回の福島の事故への対応におきましては、現在、瓦れきが散乱している場所を含めて、屋内外におきまして放射線量その他の環境をモニタリングすることを目的として、比較的小型で走行性に優れた遠隔操作が可能なロボットを活用してきております。
こういう形で、その事故の状況に応じて、事故の対応が復旧作業の内容に合わせて、必要に応じて最適なロボットの活用を検討していくべきものと考えております。

○ たしか文部科学省においてもロボット等の開発をやつていたかと思います。少し正確な情報を確認いたしまして、まだ御説明をしたいと思います。

○記者 そうしますと、終わってしまった研究ですけれども、今、そのロボットがどうなったかわかりませんが、例えば進捗状況に応じてはそういうものを導入することもあり得るということなんでしょうか。

○西山審議官 そうですございます。

具体的にどんなことをやつたかといいますと、JCO の事故を受けまして、1999 年の第二次補正予算におきまして、防災関係者が 賦取不能 の中の防災活動を安全かつ確実に行うことができるよう、対放射線能力に優れた遠隔操作ロボットを開発するという事業をやりました。

具体的には作業を監視することを支援するロボットとか、あとは作業の重さが軽いか、中ぐらいか、重量物を運ぶか、そういうことに応じて開発をいたしました。

○記者 こういうときこそ使えるべきロボットだとと思うんですけども、その後、なぜ続ければなくて、あつとう間に終わつてしまつたんでしょうか。

○西山審議官 その時点での研究を終えまして、今、試作の段階には至つていると聞いておりますけれども、今回は、今のところ適用するような状況ではないということです。

○記者 ありがとうございます。

もう一点なんですが、これは東電さんにコメントしていただきたいんです。
プラント関係と若干違うのであればかもしれませんけれども、今日、損害賠償の一次指針がまとまりましたわけなんですけれども、どういった形で支払うつもりでいらっしゃるのかとか、具体的な方法ですか、手付方法等は今、どういうふうにお考えでしようか。

○ 本日、損害賠償争審査会が開催されまして、一次指針が出たということは承知しております。こちらにつきましては、今回の賠償に当たりましての基本的な損害賠償の仕組みが示されたと考えておりまして、今後、指針の中身をよく分析いたしましてやつていただきたいと考えています。

○記者 具体的な方法等は、まだ何をわかつてない。

○ 本日出たばかりでございますので、今後、対応について考えていただきたいと思います。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほかの方、いかがでしょうか。

では、一番前方と後ろの方の真ん中の方。

○記者 2 点お伺いします。

最初に先ほどの浜岡の件なんですけれども、保安院の評価前に再開の方針を発表していることについて、安全委員会にも意見をお願いします。

○ 先ほど保安院の方から私のところに、安全委員会のチェックはこれからであるということでございまして、そのチェックの上で したい ことと考えております。

中部電力の御発表は中部電力の判断でされたものかと思いますが、その事情は図りかねます。

○記者 もう一つ、東京電力にお願いします。

先ほど、コンクリートポンプ車の遠隔操作によって作業員の被曝量が10分の1になるという話がありましたけれども、ほかのロボットについてはそれぞれなのか、全体のかわからなんですが、どれぐらいの線量を軽減できると考えていますでしょうか。

○ その辺の効果はまだ正式に評価できません。

少なくとも、最近御提示させていただいた線量マップをつくるということだけでも、放射線管理員が現場の作業の際に合わせて現場に行って被曝しながら線量を測定しておられますので、そういうたった作業が今回、タロンによります遙隔監視ができることで、基本的には激減していくものと考えています。

○記者 ありがとうございます。

先ほど、5年間 250mSv で大丈夫だという発言があつたと思いますが、浜岡原発で労災認定を受けた鳴橋伸之さんという方が 18 歳から 9 年間勤いて、彼の放射線被曝量は 50mSv だったということを御存じでしょうか。年間 5.62mSv だったということを御存じで、先ほど大丈夫だとおっしゃのかということが 1 つ。

似たような質問ですけれども、やはり被曝の放射線量について、保安院さんもしくは安全委員会の方に質問なんですかといふことかと思いますが、年間 5.62mSv だつたという状況がどういう状況には土壤に影響なんですかといふことか、それは人間の方が動けばいいわけありますし、なぜその努力をしないのかということをお答えください。

また、科学技術の委託調査で平成 2 年度から現在に至るまで約 22 年以上ですけれども、疫学調査をやっています、その結果というのは御存じだと思いますが、その疫学調査の結果から、20mSv というものは被曝しながら労働をしている方にとつてどういう健康被害があつたのかということを知つていて今の状態なのか、それとも御存じないのか、まずはそれにについてお答えください。

○ それでは、東京電力の方から回答させていただきます。

私、鳴橋様のそいつた事例の具体名までは存じ上げておりませんけれども、いわゆる労災の認定の際に 250 ですか 100mSv 未満の方でも労災の認定がされているということは存じております。

したがいまして、今回のケースで健康上の問題がないということを申し上げているわけではなくて、今回、基準が事故時の緊急時の被曝として 250mSv ではございますが、一方、通常の管理としては 100mSv が 5 年間ということと、年間 50mSv というものは別枠で管理しない別問題としておかけないということもございますし、そういった面では、文科省とか、厚生労働省さんとか、保安院さんとよく相談させていただきたいと考えています。

○記者 嶋崎さんは白血病でお亡くなりになつてしまっています。250 とかではなくて、50mSv であるという認識をまずしつかりと持つて勉強していただきたいと思います。

それから、250 という高い放射線量を労働者に強いるという破局的な状況になつていて、そういういた殺入的なことを強いるような事態に陥つてはいるというこの認識を、今、どのように考えていらっしゃるのか。本当に深刻に受け止められてはいると言お願いします。

○ おっしゃるとおり、今回の事故の収束に当たりましては、こういった高い線量の中での作業になつてはいるということに関しましては、事故を起こした当社いたしましては誠に申し訣ないと思っておりますし、そうはいいましても事故の収束のために頑張つている社員、労働者の作業の方々がいらっしゃるというのも十分に認識しております。したがいまして、こういった方々に対しても事前に十分に認識しておられます。よう被曝の管理についてはしっかりとやっていくとともに、被曝低減のための必要な処置を講じていきたいと考えています。

○ 二番目の質問はただれに。

○記者 保安院さんと安全委員会、よろしくお願ひします。

○西山審議官 原子力安全・保安院です。

今回、何としても原子力発電所の状況をおさめなければならないということで、そこにについてどういうところまでなら働いている方々への。

○記者 済みません、保安院さんと安全委員会の方には労働者の被曝のことではなくて、福島の学校の利用の判断についての 20mSv という状況がどういう状況かといふことを疫学調査の結果が 20 年分出でていますので、それは昨日、厚生労働省の記者クラブの方で勉強会という形であったそうです。

ちなみに、その勉強会であった資料は公表しておりませんで、ようやく今日、そういうものがあることがわかつて要求しましたところ 24 時間遅れでフリーランスの私に届けてくださいましたところで、これはフリーランスとか記者とかだけではなくて公表するべきものだと思いますので、保安院さんの方から厚生労働省のホームページに疫学調査の結果を公表するように御指導いただきたいんです。

そういうことも併せてよろしくお願ひします。

○ 疫学調査と申されたのは、先ほど科学技術庁が平成 2 年度から始めていたと いうことで引用されたものでございましょうか。

○記者 そうです

○ それにつきましては、多分、引き継いでいるところと文科省だと思いますが、確認しておきたいと思います。

○記者 ということは、そのことは御存じなく、今の状態があるということでしょうか。今の疫学調査は財団法人放射線影響協会というところが出しているものです。

○ 確認いたします。

○ 文部科学省から、学校の基準につきまして 20mSv というこにについてどうかという助言の要請がありました。

- 私どもは文部科学省が 聴取不能 それから、学校をいろいろな大きな負担なく運用を続けるということ、そういう全体のことを考えて 20mSv ということを考えて持つてこれまでのと受け止めております。
- 原子力安全委員会としては、20mSv につきましてはそれを出発点として、そこから低減の努力をすることを文部科学省にお願いをし、そのためにモニタリングの報告等を求めているということでございます。
- 記者 では、安全委員会として、疫学調査の結果について精査していないということでしょうか。
- 私は調査の結果そのものは承知しておりませんが、安全委員会の中いろいろな観点から言及をして文部科学省に助言したものでございます。
- 記者 済みません。最後にもう一回確認だけです。
- 先ほど言った7名の方にはこういう疫学調査の存在は伝えてあるんでしょうか。
- 直接その報告書そのものを言及して文部科学省に 20mSv という助言を求められたことに対して意見を申し上げたという状況でございます。
- 司会 次の質問をお願いします。
- 後ろの方と、端の前から二番目の方ですね。お願いします。
- 記者 荷物がいろいろありますして、座ったままで失礼させていただきます。
- 質問を 3 つ、よろしくお願ひいたします。
- 1 つ前の質問で、労災関係とか被曝線量の関係がありましたけれども、そのやりとりを踏まえた上で、それでも作業員の造血幹細胞の採取・冷凍保存等は必要ないとお考えかどうか、まずこれをお聞かせいただけますでしょうか。
- 現時点では、造血幹細胞につきましては 250mSv を超えるようなさらなる被曝状況が予想されている場合には有効な手段だとと思っておりまして、現時点では、まだ造血幹細胞を冷凍保存するということにつきましては検討しております。
- 記者 ありがとうございます。
- ただし、造血幹細胞の冷凍保存等は、する方が望ましいという考えはお持ちかどうか。
- 必要かというよりも、現時点では 250mSv を超えるような被曝が予想される場合には、そういう用意をしていく必要があると考えております。
- 記者 わかりました。あと 2 つ、よろしくお願ひします。
- 直接、原発周辺のことではないのですけれども、ある有名な社長が全国の携帯電話のショップで被曝線量を計測することを表明しております。東京電力で各地の支店とか営業所、発電所等でも同じような放射線量の計測というのは可能かと思うんですか。といったことをすることは考えていらっしゃいますでしょうか。社長の発言で、いろいろとベストを尽くすということをおつしやつてしましましたけれども、どうでしょうか。

- 携帯電話で被曝線量をはかるという主旨がよくわかりませんけれども。
- 記者 携帯電話のショップの店頭とかだと思ふんですか。
- 私どもの方では発電所の周辺 20km のところまではかっておりますけれども、その他のエリアに関しては地域の自治体様の方がはかっているデータを参考にさせていただいております。
- 記者 それは今後も変わらない方針ということでしょうか。
- 現時点では私どもの支店等ではかるといふよりも、自治体さんの 聽取不能 方ではかっていただいた方が確かな数字ではないかと思つております。
- 記者 わかりました。最後にもう一つだけお願ひいたします。
- 水槽作業中の 1 号機についてなんですねけれども、事故防止のためにいろいろな想定ですかが検討をされた上での作業だと思ふんですが、水槽状態のときに起こり得る最悪の事態と、その対応策をどのようにお考え方を教えていただけますでしょうか。
- 水槽作業自体ということで申し上げれば、水位が上がつていきますので、いわゆる水素、基層部分のところが少なくなるということがござりますので、現在、窒素を封入しておりますので、引き続き窒素の封入を継続していくようなことだと思っております。
- また、原子炉の水位を上げるということに関しましてのみならず、今後の大きな余震、津波に対しましては、今回の事故収束の上では最大のリスクだろうと思っております。
- つきましては、耐震安全性の確保を早急に進めることと、もう一つは既に実施中でござりますけれども、福島第一におきましても電源車とか消防ポンプ車の用意、必要なホース、電源ケーブル等の確保をしたいところでござります。
- 記者 余り考えたくはありませんけれども、対策が失敗した、あるいは後手に回つたといったときの状況まで考へてはいるということでいいんでしょうか。
- 後手に回つていますが、そういう装備を高台に置いて津波の影響をなくすとか、きちんと使える対応をとりたいと考えています。
- 記者 わかりました。済みません、もう一つだけ。
- メガフロートが、今、どこにあるか教えていただけますでしょうか。
- 現在は横浜のメーカーさんとのところで点検を行つてます。
- 記者 ありがとうございました。
- 松本さんに伺いたいんです、作業員の被曝線量についてなんですか。松本さんには通常時の 5 年間に 120mSv と別枠で扱いたいということなんですが、実際にこういったことが必要になるという理由を、これだけ囲つているんですか。明いだけたらと思うんですけども。
- まず一番大きな要因といったしましては、いわゆる原子力発電所で働いている方が

今回の緊急時の対応でも働いてくださっています。そういうった方々は、今後、原子力発電所で緊急時の作業としては働きませんけれども、柏崎とか、ほかの電力会社さんの職場に行つた場合に5年間も働けなくなるということが一番大きな要因だと私は理解しております。

○記者　それはわかるんですけども、定量的に言ってこれだけの作業員の人数がますます、そのうちこれだけの人があなう現場に行つてしまつてるので、今後これだけ足りなくなつてしまつとか、そういう話なのか。あるいは現場の作業員の方から、今後、私たちには働きなくなつてしまつではないか、どうしててくれるんだとか、そういう話が出ているから個別の方への対応という意味で、今回の措置を考えているということなんでしょうか。

○　まだそこまで両者とも正確に把握しているわけではございませんが、今回のこういった措置を考える上では250mSvの緊急時被爆と、通常時の5年間の100mSvという被曝をどう考えていつらいいのかとかいうところについては、これまでごういつた事例がございませんでしたから、考えておく必要があるだろうということで検討を始めた段階のごとでございまして、いずれにいたしましても、監督官庁でございます厚生労働省さんと保険院の方によく相談させていただきたいと思っています。

○記者　そこをもう少し具体的に御説明いただかないと、実際に放射線のリスクというのはどうかに境目があつて、ここまでは大丈夫といふものではなくて、線量が増えれば増えるほど一定の割合で増えしていくといふのが有力な説で、それを超えるといふことですから、一体どうしてそれが必要なのかといふことをもう少し精査して教えていただきたいんですけども。

○　ですから、線量に完全なしきい値があるということではございませんので、おつしやるほどおり、恐らく比例といふ形で線量が上がればばほど健康に対する影響があるということは間違いないと思っております。

したがいまして、人間の健康の面と、あるいは今回の制限をどう運用していくかということにつきましては、まだ私どもとしても制度の上ではこういったことができるのではないかと考えておりますが、一方、健康面でどうだといふお話をも十分あると思っておりますので、こちらの方につきましてよく相談させていただきたいと考えています。

○　今すぐ数字的なところを教えてくださいと言つても難しいかもしませんが、もう少しそこ辺を整理して教えていただけたらと思います。

2つ目なんですが、これも松本さんに伺いたいんですけれども、今日、午前の保安院の会見でシルトフェンスの内側の水について、何か循環してろ過するようなシステムを東電が考へているというお話を少し出したんですが、これはどの程度の具体性がある話なのか、改めて教えてください。

○　現在、高濃度の放射線物質を漏出した関係で、1、4号機側の防波堤の内側にはシルトフェンスを張つておりますので、外洋への漏えいを抑制するような防護策を講じています。したがいまして、御質問にあるとおりシルトフェンスの内側には、今回、測定いた

しましたけれども10⁻¹ですとか10⁰といったヨウ素、セシウム等がござります。そちらにつけましては、ためておくとまた漏えいしていくリスクがあると思っておりますので、何らかの形で処理をしたいと思つています。

その中で、今回は防波堤のところからポンプの中の水をくみ上げまして、ゼオライトといふセシウムをよく吸着する装置を経由させて元に戻すという循環装置を、現在検討している段階でございます。

そういうたところについて、今、まだ詳細に設計が決まっておりませんけれども、5月を目途に装置を入れていきたいとは考へています。

○記者　5月というところになりますが、実際その処理能力が1日当たりどれくらいあるとか、そういうふうなことまだ出ていないんでしようか。

○東電　まだそこまで詰まつております。現在、吸着除去装置の設計と製作を進めている段階でございます。

○記者　どここの会社、これ　應取不能。

○東電　こちらに願ひましては東芝さんにお願いしています。

○記者　わかりました。ありがとうございます。

○司会　次、いかがでしょうか。そちらの2列目の真ん中の方。

○記者　2点お願ひしたいと思います。

まず1点目が、東電に　ですけれども、3月15日のお話をですが、2号機の圧力抑制室で爆発音がしたときに、作業員の方がこのときは50人を残して退避されたといふ話があつたと思うんですけども、ここのこところで正確に教えていただきたいんですけど、まづ、残りの方が待機された時間が何時ごろだったのかといふこと、50人という話とでございまして、いずれにいたしましても、監督官庁でございます厚生労働省さんと保険院の方によく相談させていただきたいと思っています。

○記者　そこをもう少し具体的に御説明いただきたいと思うのですが、3月15日のお話をですが、2号機の圧力抑制室で爆発音がしたときには50人を残して退避されたといふ話があつたと思うんですけども、ここのこところで正確に教えていただきたいんですけど、まづ、残りの方が待機された時間が何時ごろだったのかといふこと、50人という話人が残つたといふ話があると思うんですけど、一体どの人數だったのか。あるいは退避した方の人数は何人だったのか、どこに退避したのか、残つた方の中に女性はいらっしゃつたのかどうか。退避した方がいつざろから戻り始めめたのか、その辺教えていただきたいと思います。

西山さんの方にお願いしたいんですけど、今、定期検査中で入つていて、起動の予定が遅れている原発が幾つか出ていると思うんですけども、今、やつていらっしゃる緊急安全対策の点検をされていらっしゃると思うんですけども、これが起動に対して十分な備えであると判断されいらっしゃるのか。実際に、今、点検中のものを動かすおつもりなのか。動かすとすると、いつざろを日目に考えられているのか、その辺教えてください。

○東電　まず東京電力の方でございますが、2号機の圧力抑制室の付近で爆発音がしたと云ふことで、現場の中で、いわゆる復旧作業に直接といいますか、その時点で直ちに現場対応の者については退避するといふことと、それ以外の者は残るといふことになつたといふことです。現在そういう方が、現在そういうたところの時系列をまとめている段階でございまして、一体何人の人間が実際に動いたのかといふところについては、詳細はまだ、よくわか

つておりません。したがいまして、その中に女子がいたのかというようなところですか、聞いてはもう一回確認させていただけます。

退避先につきましては第二原原子力発電所か、もしくはJリレッジの方だとは思いますが、その辺につきましまして申し訳ございませんが、少し私どもの方の確認作業を進めたいと思いますので少々お時間をいただければと考えています。

○西山審議官 保安院の方から2番目の質問についてお答えいたします。今、確かに緊急安全対策については、定期検査中のものについてもやつていただきたいと思います。これについては検査官が立ち入って、具体的に立入検査を終えたところだと思います。この結論については、今、私どもの方でまとめておりまして「これで安全」というふうにきちんと見えるかどうかということを整理しております。

その上で、まず国としての考え方をまとめまして、それから地元に御納得いただけるかどうかということをよく確認した上で、その上で迷すのかどうかということになつていくかと思いますので、そういう手順で今、起動できるのかどうか、いつごろになるかといふことをはつきり申し上げる段階ではございません。

○記者 先ほどおっしゃつていなかつたところで、一度退避された方がいつごろ戻らね始めたのかとかいうその辺がわからないので、あと、退避された人數なんかもわからぬといふことですか。

○東電 私どもの方では把握できておりませんので、少しお時間をいただければと思います。

○国会 その次、いかがでしょうか。手を挙げられておられる方で最後といふことでよろしいでしようか。

それでは、前の3人の方。後ろ、何人かおられますか。今、挙げておられる方。では、順にこちらの方からまいりましょうか。

○記者 西山審議官にお伺いしたいんですが、浜岡原発が、不安というのもあるんでしようけれども、かなり全体にもう止めろという声がかなり高くなっているように見受けられるんですが、一般論で結構なんですねけれども、今までも耐震対策をとってきたといふのは勿論知つてはいるんですけども、どういう対策をとつても想定外の事故が生じてしまつて、これが安全確保ができないと判断した場合に、法律的に保安院が運転再開を認めないという選択肢はあるのかどうか、これをお伺いしたいんですが。

○西山審議官 今、我々の考え方は、今回どう考へても想定外という地震に襲はれて、福島についてはこういう今のような事態に陥っているわけです。ということは、想定の、今すぐにはどう想定するかということはこれから議論しなければなかなか結論は出ないわけで、それよりもむしろ、先ほど申し上げたように、あらゆる電源、あらゆるといふのは普段使っているすべての電源と冷却機能がやられてしまったと仮定して、ですから発電所が動かないわけですから、福島の場合にはその後に更に 悪い事態 が起こつてしまつた

わけで、そこを防げるかかどうかということを確認すれば、まずは、また動かしていくでも、限り止まつた形であとは冷やしていくことができるということころまでは担保できるわけです。そういう考え方で今、とにかくその対策さえとれば、今回の福島のようなことは起らないという考え方で、今、対応を指示しているわけです。

その部分について今、確認をしていますので、まずはそれがきちんとそういう形でやれるのかどうか、そこを確認した上で、それで十分と言えるのかどうか、地元やいろいろなところの判断があると思いますから、そういうことを聞いていただきたいということで。ですから今、想定外のことが必ず残つてしまふから、それを法律上の権限で何か電力会社に制約を加えるかどうかということをまだ考える段階ではないと。

○記者 済みません。質問の趣旨が伝わっていないのかもしれませんが、担保できないと判断した場合、止めるることは法律的に可能かとお伺いしたんですが。

○西山審議官 それは可能だだと思います。安全性が確保できなければ止められると思います。

○記者 文部科学省と安全委員会の方においてお伺いしたいんですが、既に福島市などで年間20mSv以上になるおそれのある学校が出ていると思うのですが、既に出ているような質問だったら大変恐縮ですが、これらの基準というのは計画的避難をする際の基準と同じだと思うんです

が、本当に屋外活動を制限するだけで大丈夫なんでしょうか。

○文科省 つきましては、いわゆる学校の中の生活、コンクリートの校舎の中にいる、そういうところを含めまして、我々の試算の中では20mSvになろうと。制限を 用いることによって達しないだらうというふうに思います。

○安全委員会 安全委員会の件の20mSvということで、聴取不能 が止められるといふことにつきましては、決してそのままずっと低減努力もせずに放置し続けてよいというものではない。むしろ、達成可能な限り、できるだけ放射線量を低減させる努力をするということが前提であるといふことで、文部科学者がから出てまいりました20mSvに対して意見を申し述べたわけであります。なおかつ今後、文部科学省から出できます2週間に1回以上のモニタリング結果をよく見て、評価をしていきたいと考えております。

○記者 そうすると現時点では、これらの学校で避難する必要はないといふことでよろしくいえますね。

○文科省 そのように判断しております。

○記者 済みません、細野さんがお戻りになられたので細野さんにお伺いしたいんですが、今日、東電の清水社長が原発事故の賠償問題について、震災が免責事由になり得ることがあると思うといふようなことをおつしやつてはいるようなんですが、これについて政府としてどのように考えているか、今時点でのお考えをお願いします。

○細野補佐官 済みません、長時間外してしまいました。ただいま本会議が終わりましたので戻つてまいりました。清水社長の発言については承知をしておりま

せんので、事実を踏まえずに発言をするのは控えたいと思いますので、その発言に対して
ということではなくて、今のが考え方を申し上げたいと思います。

今のが考え方というのは、この震災、そして津波に關しての　聴取不能　をも
つて事業者としての東京電力の責任が免れるという考え方方はは持っておりません。すなわち、
聴取不能　的な責任は東京電力にあり、当然賠償の責任は　聴取不能　になる。こ
れが政府の考え方であります。以上です。

○記者　松本さんに確認なんですが、先ほどの別件の話な
んすけれども、その考え方のベースなんですかでも、ICRPが2007年の勧告で、緊
急時の被ばくの限度というのを、500mSvなしし 1000mSv という考え方を示していく、これ
について文科省の放断線審議会が先月の 26 日に、ICRPが2007年の勧告で　するぐ
らい　だから 250mSv は十分低いというような声明を出したんだすけれども、そ
ういった 500mSv とか、1000mSv といったものをベースとして考えていらっしゃるので別
枠にしても大丈夫だというお考えなのでしょうか。

○文科省　そういう考え方があるのは承知しています。500mSv 以内であれば 5 年間で
100mSv で、事故時の 250mSv でございますから、合計で 350mSv でございませんけれども、
現時点までそういったところまで踏み込んで考へているというわけではございませんが、
引き続き厚生労働省さんですか、保安院さんと相談させていただきたいと思っております

○司会　先ほど私は「これを最後に」と言って、まず手を挙げられた方、多分後に
何人かおられましたが、その方の質問からと思います。どうぞお願ひします。

○記者　東電さんにアセス法の適用除外について質問です。災害復旧ということにあては
めて、実際に災害を受けたところとは全然違う場所の東京都であるとか千葉県に火力発電
所を建てる上で、環境影響評価の手続を免除するということを環境省、資源エネルギー庁
に相談をして、厚生局を通してそれが認められたということがあると思いますが、アセス
法の免除は史上、日本で初めてのことです、それに対する責任をどのようにお感じに
なっているかということと、東京都の環境確保条例ということで、塩素酸化物の規制緩和
を要請して認められていますけれども、それについて東京都民に対しておっしゃりたいこ
と。そして、政府の方では、その解釈を認めたからといって、直ちに計画が上がってきた
からといってスルーで認めるわけではないということを国会等で答弁をしていますけれど
も、そういう理解があるかどうかというふうことを東電さんにお願ひします。

それから細野補佐官の方ですけれども、是非向いたいのが、今回の歴史的な事件だと思
いますので、公文書管理法に基づいて関係資料をしっかりと管理・保存していくことが必
要になると思いますが、そのためには、まずはきちんと文書をつくるということが必要だと
思われます。リアルタイムでつくれない場合でも、メモ等でもしっかりと公文書として残
していくことが重要であるのではないかと思いまますし、重要な会議においては、今
は IC レコーダーというものがありますので、音で録音をしておいて、しっかりと意思決

定の経緯を残しておくことが重要ではないか。重要なことでありますので、法律で求
められているということについての御認識を伺いたいのでよろしくお願ひします。

その際に、東電さんは、作業員の放射線の被曝についての情報は個人情報にあると
いうようなことを言って、プライバシーに關わるということで公表しないということを言
っているんですが、これは公益情報であり、没学調査として使われていくべきものだと思
いますので、政府として、これはプライバシー情報ではなく、個人名は勿論要りません。

しかし、だれがどこでどのような作業を何時間していたという記録はしっかりと公文書と
して管理保存していくべきだと思ひますが、併せてお願ひします。

○司会　済みません、御所属とお名前、聞きましたでしょうか。
○記者　申し訳ございません。

○東電　今回の地震によりまして、いわゆる太平洋側の発電設備が大きく損傷いたしましたことから、計画停電ですか、皆様に非常に御迷惑をかけているということでございま
す。今後の電力の安定供給に向けて、火力発電所等にガスタービン発電機ですか、
必要な追加の発電設備を建設するということで、停電のリスクをできるだけ下げたいと考
えております。そのために、通常でありますとアセス法に基づきまして必要な手続を進め
ることが必要でございますけれども、今回こういった緊急時ということですういつたこと
が許されていているということにつきましては、私どもとしては申し訳ないと思っております。
ただ、免除されたからと言ひましても適当なことをやるというわけではございませんで、

そういうときに必要な法的な手続についてはしっかりと、もう一つ
は、なるべくそういうふた室素酸化物ですか、今後できるだけ少なくて済む
あるいは設備をしていくことに努めてまいりたいと考えております。

○細野補佐官　まず認識として申し上げると、今回のこの事故というものが、日本の歴史
に非常に大きな影響を及ぼすということは、私も非常に強く感じております。したがいま
して、どういったものの記録が義務付けられているか、そこのことについてつまびらかな解
釈を存じ上げません。その法律に基づいてどうかということを問うておられる所とすると、
済みません、そこは十分な論議ができません。ただ、実際に冒頭申し上げたような認識に
立つなれば、当然記録はできる限り残していくべきで、これは法律の解釈にかかわらずそ
う思いますので、そういう努力はしていただきたいと思います。

最後に御質問になつた、いわゆる綿量の問題のプライバシーですが、私も何人働いてい
て、どういったものが蓄積されているのか、それがどういう作業によるもののかと
いうことについては重要な情報ですので、東電の方に開示を求めておきたいと思っており
ます。勿論、個別のさまざまプライバシーに關わる名前であるとか、そういうことに

については最大限の配慮がなさるべきだと思いますが、公益性の問題とプライバシーの間を明確に区別ができると、私もそう思います。

○記者 ありがとうございます。今で質問なんですかけれども、開示を求めていくとおっしゃいましたけれども、東電さんの方でしっかりと記録してないということとも報道で読んだりしているんですけど、記録はきちんと一人ひとり個別に毎日やっているんでしょうか。まさか手頭で情報を収集しているというようなことはないんでしょうかといふことが1点。あと決定に至る過程並びに、当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に後付け、または検証することができるようということで文書を作成しなければならないとなっています。これは民主党が野党だったときに、あえて修正案を提出して通ったのですで、民主党政権としてはこれを厳しく運用していく義務があると思われます。それが補足です。

○東京電力の方から管理方法につきまして御報告させていただきます。3月の地震直後では、一時的に個人の線量計が行き渡らなく代表者が管理していたということがございましたけれども、現時点では一人ひとりに線量計を持っていただいておりまして、そのデータを一台帳に管理をしています。現在はオンラインシステムが動いておりませんけれども、将来的には中央登録センターの方にこの台帳データを移行しまして、しっかりと管理制度ができる体制が整うと思います。

○記者 細野さんと松本さんにお伺いいたします。1Fの
吉田所長と面会した原子力専門員の青山繁晴氏によりますと、5号機と6号機ですが、近くにもともとわき水があって、それが原子炉建屋に入つてたまり水となつてゐるというところで貯留なんですが、政府の意向、統合本部の意向でそれができないということなんですが、その事実関係をまず教えてください。それから、もしその排出を認めないとなれば、そのわき水が現場の作業の障害になつている可能性がありますが、認めていない理由を教えてください。

3点目、東京と福島で議論して納得した上で作業が進んでいない状況をうかがわすような事態だと思いますが、こうした温度差が現場に生じていることについて、原因は何かと考えられますでしょうか、教えてください。

○東電 まず東京電力の方から回答させていただきます。本日お配りさせていただいているサブドレンのデータがあると思いますけれども、こちらを読んでいただきまると、5号機と6号機につきましてもヨウ素、あるいはセシウムといったものが検出されています。現在きれないなわき水といいますか、地下水でございますけれども、わき出しているところは確かにきれいかもしれませんけれども、現在地下水のところで、サブドレンとして我々の以上です。

ところで回収できている水については放射能を含んでいるということでございますので、このままの形で海浜に放出するということは難しいと思っております。したがいまして、一旦仮設タンク等に回収した上で、その水を処理するというのが妥当だと考えています。

また、本店の方と作業の方のすり合せがなかなかうまくいかないということを申し上げたというところでございますけれども、私どもとしては現場と本店サイドでよく議論をしてお互いが納得して仕事を進めていくということでございますので、そういうふたつとも議論を通じてお互に意見の相違というものがあるうかと思いまますけれども、そういうふたつとも議論をいたしました上でお互いが納得した上で進めていくと考えています。

○細野補佐官 前段の部分は、私も松本さんと同じ見解でございます。この間、5号機、6号機の水につきましては、通常であれば海に流せるようなものだという議論はいろいろな形で行われてまいりました。ただ、残念ながら放射能による汚染というような、量はそれ程度は違うわけですが、ある以上は、その 聴取不能 についても、そういう認識だと承知をしております。
現場がこの水の問題で苦労していることは私もよく存じ上げておりますので、その処理の在り方については、再度議論をしつかりしていく必要があるのではないかと思っております。

また、東京と福島なんですが、テレビ会議等を通じても、時として見解が相違して議論する事になります。ただ、それは極めて健全なことだと思います。当然、本店としてさまざまな検討してやろうとしていることと、現場の意見が異なることはあるわけですからそこは徹底的に議論をして、ある程度方向性をお互いに模索をするというることは、私は決

つして否定されるべきものではないと思っております。
そうした中で私どもも、福島の1Fの皆さんとの声というの是非常に大事だと思っておりまして、さまざま個人的な経験も含めて、私どもに現地での経験を見届けていただく方がいいらしいと思いますので、その辺はそういう表の議論だけではなくて、さまざま個人的な声も含めて、そういうものがあれば、それをしっかりと受け止めて、現場の声、ここが一番大事だと思っておりますので、反映をしていきたいと思います。

○記者 溝みません、あと一点だけ。その吉田所長なんですが、同じ津波が来たら致命的なことになるとおっしゃってます。防波堤を急いでつくらないといけないと言っています。その実際防波堤のための資材なども調達していると聞いています。そのことなんですが、その実際を教えてください。

○東電 余麗に伴います津波によりまして、今回復旧作業中でござりますけれども、そういうふうに、津波が大きい作業の支障、あるいはその被害を再度拡大させるということがないように、工期内に問題を解決して対応を進めております。防波堤というお話をもありましたけれども、まずははある程度の津波を想定した形で、工期内に問題を解決するためには、いった形で水の侵入を防ぐという方法もあるうかということで、現在その工期内に問題につきましては契約の課題として対応を進めております。

かを判断していると。そのことに関しては、出す出さないの判断をした後に上野方に、統合本部の方に上げていくといふお話をいたんだですが、こちらからの質問に関しては、とりあえず東電の方で答えるか答えないかを判断しているということで、順番としてはそういうことになっているということでおろしいでしょうか。

○細野補佐官 個別の経緯は私も存じ上げないので、御質問いただいたように1つずつでかるだけ誠実に対応したいと思います。通常時であれば、民間同士の契約を1つずつ公開することは難しいと思うんですが、こういう大きな事故が発生しているわけですから、事故の原因に直接関わるようなもので国民に開示をすべきものがあれば、それは企業同士の契約にも公開すべきケースはあります。それは私自身もそういう御質問があれば、それに対してできる限りの対応をしていきたいと思います。

○記者 今、私がお願いしたこと、先ほどの64条の適用を含めて、もう一度改めて質問文を出させていただきますので、目を通していただければと思います。

○細野補佐官 わかりました。さん、御質問いただいたものはきちんと拝見しますけれども、皆さんがそれぞれ紙で出してそれに回答するということになると、なかなか難しい問題もあるものですから、今回のものは拝見をいたしますけれども、できればここでやりとりで疑問に思われる点を御質問いただくというのをベースにしていただきたいと思います。

○司会 それでは、一番前の方。

○記者 先ほど西山さんがおっしゃったことで、今回のことはどう考へても想定外の地震に襲われてこういう事態に陥っているとおっしゃいましたけれども、いまだに今回の出来事というのは想定外のことが原因だとお考えなのでしょうか。大分いろいろな指摘が今までたくさんあつたということは既になつておりますけれども、それでもなお、今回の事態は想定外のことが原因だということですか。

○西山審議官 その想定外のことが起こったときにどう対応するかをあらかじめ考えておくべきだということは別にして、この地震 자체を、あるいはこの大きな津波を予測できなかつたかといったところについては、国全体の見解ではないと思いませんけれども、私自身の見解は想定外だったと思ってます。ただ、そのときに、そういうものに襲われても挽回する手立てというのはあるわけです。そういうことをやっておく必要があつたかどうかというのは、また別の判断があつたと思います。

○記者 別の判断ということではどうですか。今の時点では、西山さん自身はこれにはまづかったということですか。

○西山審議官 そうですね。今まさに、深く反省してお願いするようなことぐらいをせめてやつていただきおけばよかったです。

○記者 そうすると、それを十分チェックできなかつた保険院の責任というのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○西山審議官 それは保険院にも一定の責任はあると思います。

○記者 その一定のというのはどういうふうにどちらだらいいんでしょうか。物すごく責任を感じていらっしゃるのか、今のお話だとどうでもないような感じがするんですけども。

○西山審議官 それは、非常に責任を感じているということで間違いないと思います。

○記者 保険院の方たちは、その責任をどういうふうに表現されるんでしよう。

○西山審議官 まず今、次の事態をまずは防ぐ、今、まさに細野補佐官がおしゃつたように聴取不能なつておられて、この事態を収めることについて、我々も最大限の協力をすることがまず第一歩です。それから、今、動いている発電所もあります。これから動かそうと思っている発電所、少なくとも電力会社の方として動かそうと思っている発電所もあるわけですから、そういうことについてどう対応すればいいかということも考えて手を打っているわけです。

○記者 今まで電力会社の言うことを余りにもうのにしごぎていたといふ反省はあるのでしょうか。

○西山審議官 電力会社の言うことをうのみにしていたといふことは、私自身はないと思っています。

○記者 そういう面での反省は今のところはないということですか。

○西山審議官 そこは。

○記者 では、厳しくチェックできなかつたのはなぜなんでしょう。

○西山審議官 我々は今までの知見に基づいては厳しくチェックしていたと思っています。

○記者 では、保安院も認識が甘かったということでしょうか。

○西山審議官 それは、そういうことになると思います。

○記者 わかりました。細野さんがいらっしゃなかつた間に、幾つかのことが出てきましたけれども、1つは子どもの問題について、昨日安全委員会の方からお話をあつた、聴取不能2人の専門家の話といふことで決めたといふことで、実はその専門家の1人が、自分はこれには賛成ではなかつたといふことをはつきりおっしゃっていました。そういうことや、あるいは海外で放射線関係の専門家の医療者がこれを引き上げ、20ミリといふのは高過ぎるのではないかといふような指摘もされているという報道もあります。そういうことを踏まえて、いろいろ先ほどから囁つてます。常にゆっくりな気がするんですけれども、それについてもう少し対応を急ぐように動きかけるとか、何らかされるということは考えていいらっしゃらないでしょうか、

○細野補佐官 年間20mSvという基準自体は 聽取不能 本部の方で決めました。安全委員会の諮問を受けて、提案を受けて決めたということです。 下水 としては適正な数値であろうと思っています。

ただ、現実問題として通つておられるお子さんや親御さんがおいで不安を持つておられて、都山の方では既にアクションを起こしているということですので、昨日も同じこと

を申し上げましたけれども、そういうことをしつかり踏まえて政府として対応が必要だと思います。

今日の時点できれができるということを、すぐには申し上げられませんけれども、政府内でもいろいろなそういうことを受け止めて、やれることは何かという検討が急ピッチで進んでいることだけは申しておきたいと思います。

○記者 先ほど伺っていると、安全委員会の方にモニタリングの結果がまだ受け取っていないとおっしゃっているんですね。そういうのを見ているると非常にまどろっこしい感じがするんですけども、もうちょっとそういう対応を、あるいは検討のスピードをアップするということを是非働きかけていただきたいと思います。

○細野補佐官 この場所かどうかは別にして、しつかり対応を報告できるのではないかとうことです。

○記者 東京電力さん、今すぐお答えいただくのは難しいかもしませんけれども、明日でちょうど50日になるわけですね。今回の対応で、つまり、この事故を抑えるためにはいろいろものを投入されたり、海外からも協力してもらったりしていると思うんですけども、大体お金は幾らかかっているのか。あるいは、工程表などおりにやるためには幾らぐらいかかりそなうのかということをできれば出していただきたいと思いますが、可能でしょ

うか。

○東電 どういったことがお答えできるかも含めまして、検討させてください。

○司会 では、その後の方にまいりますので。

○記者 備えは待たしななんですが、先ほどのようになりますに、いつごろを目途に、どの程度やろうとしているのかお伺いをしたいんですが。

○東電 まだ詳細なものについては検討中でございますけれども、場所につきましては現在、発電所で申し上げますと南側の集中廃棄物処理施設の方が、今、高レベルの汚染水等の保管等もやっていますので、南側のエリニアに關しまして、そちらの方を優先的に、いわゆる津波対策というものを考えております。

○記者 どの程度やるかというのをわかりますか。

○東電 どのようなスペックを考えているかにつきましては、確認次第回答させていただきたいたいと思います。

○記者 並行して防波堤は整備しないということでよろしいでしょうか。

○東電 並行して防波堤の設計を進めておりますけれども、現時点では工期の関係上、先にできるのは土のうだと考えています。

○記者 作業員の件ですけれども、OBなどの人材活用を検討されていると思うのですが、どんな人たちにどういう待遇で協力を求めしていくのでしょうか。

○東電 まだ、そういった待遇関係につきましては、まだ詳細は煮詰まっておりません。

○記者 どういう方に協力を。

○東電 まずは、一応福島第一で働いたことがあるというふうなことを、経験があるということでは条件としては考えたいと思っています。

○司会 それでは後ろの方の席で最後ということで、何人ぐらいおられますか。お1人ですか。では、一番壁際の方。

○記者 おどといぐらいいの会見て個人線量計が4月1日まで、要是20日間近く不足していたということが明らかになつたんですけれども、個人線量計が不足していて、現場に出る人が放射線計をつけないのか、作業せざるを得ない状況になつたときに、政府としていつ把握されたんですか。

○細野補佐官 政府としてというよりは、私がとくに政府としていつ把握されたんですか。前後で線量計が本当に足りているのかというやりとりをして、足りていないとこで海外からのものも含めて、福島第一に送るようについて調整をしたのが記憶に鮮明に残っております。それが何日だったのかということもついて、ちょっとお読みません、今すぐ日にちを思い出すことができませんので、できれば確認をしてみたいと思います。

○記者 東電は、現場の作業の透明性については、放射線監視官というので、すべて政府の方とつながっている、全部逐一報告して、現場でわかるはずという解釈ですね。なので、もし 暫取不能 別の放射機の絆がわかつていないのだったら、そんなことは最初から本当にわかつてないんです。それがわからなかつたというのには、恐らく放射線監視官の数が足りない、あるいは夜間のシフトが足りない。つまり、東電は未明とか夜間とか、さまざまな重要な作業をこれまで行ってきましたので、そういうことも含めてきちんとしましたチェックができなかつたから今のような4月1日前後になって、個人線量計が足りないということを、政府として働きかけができるかとという事態が来ているんだと思うんですけども、その点について何か改善はされていますか。

○細野補佐官 4月1日の時点というのは率直に言つて、まだ現場の状況は相当厳しい状況にいあつたというふうに、私の方も認識をしておりあります。ただ、厳しい環境下にあっても線量計をしっかりと個人で持つて、当然どれぐらいになるのかといふことについても取不能 するものがかなり基礎的なレベルの話ですので、それが行き届いていなかつたということについては、東京電力にも当然これは、厳しい状況とはいつても反省をしてもらわなければならないし、それをさつちりチェックができなかつたとすれば、その行政の方もしっかりと検証していかなければならないと思います。

今はどうかというふうについては、そこは何度も確認をしておりまして、1人1つずつ行き届いて、そして確認もずっとしてつけています。

○記者 私が聞いたのは線量計のことだけではなくて、現場の状況というのが政府が十分に把握できるような状況に今、あるのかどうか。例えば監視官の数が足りているのか、シフトも夜中もちゃんとだれかが残ってチェックできるような数になつていいのか、そういうことを伺つつもりです。

○西山審議官 今、原子力安全・保安院の保安検査官が、少なくとも2人が現地においていますので、その保安官たちが現地で見ることになります。

○記者 2人というのはどういう仕事なんですか。1人になったときとか、ゼロになつたときとか、その辺はどうでしょうか。

○西山審議官 基本的には2人が常にいろいろにローテーションを組むという意味で理解しております。

○記者 ありがとうございました。それではもう1点、別の質問ですけれども、現場の吉田所長の方が、自分たちはできる限りのこととはしたいと、ただし、9か月以内という目標を達成するために世界、あるいは日本の 騰取不能 が必要であるということはつきと吐露されました。

そのことに従うならば、むしろ現場では足りないこと、現在ではまだ十分な対応が確立していない部分こそ明らかにして、この現場がどうなのかということを世界に知恵を求めるべきではないかと思うんです。なぜかというと、原発に関するだけではなくて、いろいろな形で関わる。ロボットだつていろいろなロボットがある。産業用のロボットとか。もしかしたら、別の業種のロボットが何か直ちに使えるかもしれない。そういうこともありますので、むしろできていない部分こそ明らかにしていくべきだと思いますけれども、その辺の考えを細野さんにお聞きしたいです。

○細野補佐官 吉田所長の言葉のとおりだと思います。私どもも、むしろいいところや進捗したところだけではなくて、問題点もあればそれをすべて明らかにするという姿勢でありますし、こういう記者会見の場所も含めてどこが足りないのかということも、これも包み隠さず徹底して明らかにすることによって、また新しいさまざまな知恵が出てくることを期待をしたいと思います。

吉田所長の言葉でございますのでもう一度 現場で足りていないものは一体なのかということについては確認してみたいと思います。

○記者 そうであれば、工程表の詳細というものはできるだけ早く、速やかに開示して、我々にも、世界の人にもそういうのを明らかにしていただきたいと思います。これは 騰取不能 今は結構です。

3点目は、先ほど原子力安全委員会の方が20mSvの件について校庭のモニタリングをしていくということですけれども、専門家であれば、いつの時点でその 20mSv が何 mSv になつてないと危険だとか、そういう一定の基準というものをつくった上で、そういうアドバイスをするとかというのは、それこそが専門家に課せられている課題といいますか、専門家性を發揮できる場所だと思うんですね。单に今、20mSv でOKです、しばらく様子を見てみましょうと、それでは専門家として十分な役割を果たしているとはとても思えないと、専門家から言つていただけないでしょうか。これも補佐官に質問です。

○細野補佐官 原子力安全委員会というのは極めて独立性の高い、私のような政府に入っ

ている人間が余り口を挟むことが本来あるべきではない組織でございますので、そこはは安全委員会の言うことは1つの見解として、しっかりと私どもとしても受け止めたいと思つております。ただ、その一方で、モニタリングをするということとまた離れて、私は政府としてやれることがあるのではないかと思っております。それは具体的には、ここではなかなかすべてお話しできませんけれども、単に数字の推移を見るだけではなくて、どうすればより安全な場所というふうに皆さんに認識していただけるのかどうか、いろいろな方法がないか、今、急ピッチで検証しているところでございまして、そちらの方でできれば役割を果たしていきたいと考えています。

○記者 あと1点。20mSv という レンジの解釈について、安全委員会の方が言われているような安全だという解釈ではないと いう話がいろいろとされている中で不安を募らせているわけですから、安全委員会の担当者がごいういう場に来て、どういう判断、どういうう知見に基づいて 20mSv を現在の 騰取不能 ということを説明していただくということが、父兄の今の安心を、ちゃんと安心できるようにする唯一の方法かと思うんですけども、そのような場を持つていただくようなことを補佐官の方から話を聞いていただけないでしょうか。あるいは要請をしていただけないでしょうか。

○細野補佐官 できればそういう場面もともいう思いは個人的には持ちますが、再三申し上げて恐縮なんですが、原子力安全委員会という独立性の高い機関があり、班目委員長を筆頭に、会議をするときにはすべて情報公開をして、そこで見解を出す。それであるというのが原子力安全委員長の見解でございますので、それ以上私は立ち入ることができないということを御理解をいただきたいと思います。

○記者 その答えだとすると、結局 20mSv の点については、きちんととした検討をされたといふことが委員会の中で 議事録で報告されないといけないということですね。どういう知見に基づいて、どういう判断をして、どういう判断理由があつて、どういう面があつて許可に至つたかというような議事録がないわけですから、今のお答えだと全く納得いかないんですけども。

○細野補佐官 今のお尋ねについての御意見は、行政の仕組みそのものに対する御意見というふうにも取れると思うんですね。つまり、保安院という経済産業省の下にある組織がチェックをしていて、一方で、政府の中でいうと 第三者機関的なちょっと離れたところに安全委員会がある。そこにについては政治的な仕組みがひとまず働くことはないと、そういう組織になつております。こういう組織を前提とする中で、なかなか十分手の届かないところがあるとすれば、それは制度そのものを見ていくことしかないと言えると思います。

私は今のこの制度の中で、とにかく最大限情報公開をして、皆さんに説明をする努力を

していきたいと思っています。制度は変えるべきだと思いますが、今すぐに変えられな

いので、私が今、まさにここでできることは何かと言えば、先ほど申し上げたような、こ

ういう場面を使うことで最大限の情報開示をするということです。

済みません。くどくなりました。

○司会 どうもありがとうございました。

では、挙手されているんでしょうか。お二人で最後ということで、男性の方と、前の女性の方。

○記者 情報公開ですか、透明性の観点からこういう会見をされるというのはすごくいいことだと思いますけれども、一方で今、事態の収束が急がれています中で、当事者であるとか、事業者であるとか、規制当局であるとか、統合本部の重要なメンバーや、これだけの時間出でいらっしゃることというのは、事態の収束に関して議論すべきこととか、いろいろ判断しなければいけないことがある中で支障が出でないのかとなるのが心配なんですねけれども、その辺は皆さんにお聞きしたいんですね。

○細野補佐官 それは私が答えるべき趣旨の問題だと思っていますので申し上げます。連日4時間ぐらいいやつております。今日もまたなく4時間になろうとしているわけですが、勿論、毎日さまざまな調整や意思決定をしていかなければなりませんが、こういった間に時々気になることがあります。恐らく全員そうではないかということだと思います。

ですから、もう少し短い時間でコンパクトにできる方法があれば皆さんのが協力をいただいてやる必要もあるかと思っています。ただ、申し上げたいことは、情報の皆さんへの伝え方を変えたわけです。つまり、これまでばらばらでやつていて、いろいろな意味で皆さんに誤解を与えていたりしている部分があつて、こうして一堂に会してそれぞれの立場でしっかりと皆さんに伝えるということをやつた。この意味は私は小さくないと思っていまして、勿論事態の收拾も大事だけれども、事実を国民の皆さんにしつかり伝えて、いい部分も悪い部分もわかつていただいた上で、できれば国民の皆さんしつかりとした後押しを受けたという方が私どもの姿勢でございますので、いろいろな状況によって、日々会見の仕方などについては若干変わる可能性はありますけれども、基本的にはこうしたやり方をこれからも続けていきたいと、そのように思つております。

○司会 よろしいでしょうか。では最後ということで、前の女性。

○記者 何度も済みません、最後です。

先ほどの件と関連するんですが、疫学調査が平成2年から科学技術庁の委託調査ということで、放射性影響協会という財團法人で分厚い報告書を出しているという点は先ほど細野さんがいらっしゃらないときに指摘をさせていただいたところ、安全委員会の方では、それを委員たちに提示していないということで、その20mSvを決めた段階で、成人の労働者の作業の方々がどのぐらいの放射線を記録したときに、どういった病気を発症しているかということすら知らすに判断されている可能性がありますので、その点を今すぐ認識しておいでいただきたいことと、先ほど制度を変えるといふようなこともおっしゃられました

たが、制度を変える前に人間を代えるということもできると思いますので、このようない態ですので、内部被曝であるとか、外部被曝、あるいは α 線とか γ 線であるとか、そういうった放射線の健康被害について非常に詳しい人を集中的に選任して委員をかえるというようなことも検討されないかがでしょうか。

○安全委員会 安全委員会でございますが、細野補佐官がお答えになる前に、前回事実関係を確認しましたら、昨年の9月に報告書は安全委員会に届いておりまして、安全委員会の中での報告書を見ておるという状況でございます。失礼しました。

○記者 そうすると、先ほど指摘しましたように、過去18歳から9年間働いていらっしゃった方が白血病にかかって亡くなつたというときのレベルは、年間5mSvちょっとで、全体で50mSv程度であったということも御存じの上で、子どもも年間に20mSvで大丈夫だということで、その委員の人たちは学校の指標を判断基準として与えたということでしょうか。

○安全委員会 そこまで詳細には、そういう経緯で今回の文部科学省から来た20mSvについて意見を求めたということではないかと思っております。そういういろんな意見を総合的に勘案して20mSvについて判断をしたということになります。

○細野補佐官 私、この疫学的調査というのをまだ見ておりませんけれども、まず私自身が読んでおかないと。その上で、こういう健康被害に関することについては、専門家は安全委員会にも勿論いるわけですが、それ以外にも政府のさまざまなアドバイスをできる立場に活動をしていただいている皆さんにも、まずこれをしっかりと見てくださいと 思います。

○記者 本当に最後です。今、言った疫学調査は、簡略化した教科のものを、どうも昨日、厚生労働省の記者クラブの方で勉強会という形で記者には提示をされていました。ただ、それにについて報じているマスコミがまだいません。私も今日これからそれを聞いてそれだけでも、厚生労働省のホームページで公表すべき資料だと思いつますので、そのように厚生労働大臣の方にも伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○細野補佐官 私もずっと全部担当するわけにいかないんですか、まずは見てみます。それで、もしこれがホームページに公開する情報だと私が思った場合には、その判断は伝えたいたいと思います。

○司会 どうもありがとうございました。それでは、これで質疑は終わるということにさせたいと思います。

東京電力の方から本日の作業結果を御報告いたします。

○東電 手短かに御報告させていただきます。
まず原子炉への注水の状況でございますけれども、本日18時の場面で、1号機が10m³/h、2号機が7、3号機が6.8という段階でございます。
1号機につきましては評価を行った結果、明日の午前10時まで、このまま10m³/hで注水を続けるということでございます。ただし、ドライウェルの圧力が、いわゆる外気圧を

下回る可能性ということで、0.11MPaを下回りそりであります。現在、ドライウェルの圧力の低下傾向は緩慢になつておりますし、もうすぐ安定してくるのではないかと考えています。

1号機の窒素封入でございますけれども、11時現在、封入量は13,900m³、格納容器の圧力は121.1kPaでございます。

使用済み燃料プールへの放水・注水の状況でございますけれども、本日4月28日は2号機に対して足して48tの実績でございます。

先ほど4号機の使用済み燃料プールに閑しまして幾つか御質問がありましたけれども、水位低下を測定した時刻は昨日の15時24分から本日の11時54分でございました、正確には20時間と28分でございます。水位の低下量は350mmでございます。こちらに関しましては、温度の状況といしまして約70°Cでございました。それから、4号機に聞しましては、情報が1つございまして、4号機については、本日10時55分から12時07分にかけまして、使用済み燃料プールの水をサンプリングいたしました。こちらについては分析をいたしました、どんな各種があるのかといふところを分析するということが1点。もう一つは、アームの先端について、耐熱仕様が50°Cでございますけれども、一時的に少し浸けて中を除いてみたということをやっております。詳細については、後ほどとりまとめて皆様の方に御連絡したいと思っておりますが、現時点では、まだ映像分析は確認できておりません。

それから、タービン建屋のたまり水の移送でございますけれども、本日の18時現在で、プロセス収集 建屋の水位は1,108mm、朝の7時から上昇量といましましては53mmという状況でございます。

ボンプの輸送量といたしましては、18時現在で2,240m³という段階でござります。一方トレンチの水位、それからタービン建屋の水位につきましては、朝の場面から変化はなしということでござります。

飛散防止剤の散布でございますけれども、本日は有人によります散布を10時30分から12時におけるまでござります。5号機の山側に關しまして約4,540m²に対しまして、使用料といたしましては1万5000ℓでござります。クローラーダンプに關しましては、今回は使用しておりません。

明日の予定でございますけれども、有人に關しましては同じく5号機の山側に對しまして4,000m²に對しまして実施する予定でござります。

リモートコントロールによります瓦れきの撤去作業につきましては、本日3号機の原子炉建屋西側と南側で作業をいたしまして、コンテナ4個を回収しております。累計といたしましては63個になります。

それから、この情報でござりますけれども、本日18時28分ごろ、福島県沖でマグニチュード5.7の地震がございました。浜通りで震度4でございましたけれども、塗装封入の状

態、1号機から3号機の注水の状態、作業員の安全面についてでは全く異常はございませんでした。

それから、さんの方から問い合わせがあつた件でござりますけれども、本日当社から国土交通省様と東日本高速道路様の方に、常磐道の広野一富岡間の早期復旧のお願いをさせていただいたということがございます。

私からは以上でございます。

○司会 どうもありがとうございます。

以上をもちまして、今日の記者会見を終わりにさせたいと思います。
次回の予定でございますけれども、明日から休みといふことで、2日に1回という形で明日はお休みさせていただきまして、翌30日の16時半からということで開催させていただければと思っております。詳細につきましてはまた別途、登録いただいメールの方で御連絡させていただければと思つております。

○記者 済みません。明日はなしといふことは、個別の会見はあつたりするものなんでしょうか。

○司会 個別のところは、恐らく個別のところからの御連絡といふところにならうと思います。ここにいる、それぞれ保安院なり東電さん、文科省さん、安全委員会の方はそれの御対応です。

○記者 やられるかどうか今、確認したいんですけど。

○司会 保安院はやります。

○記者 朝、夕。

○司会 タ方を今、考えております。

○東電 東京電力といたしましては、明日の10時半ごろを目途に、11時からもしされますんけれども、通常どおり午前の御説明と夕方の御説明をさせていただく予定でございます。夕方の会見につきましては、時刻はまだ別途御案内させていただきたいと思います。

○安全委員会 原子力安全委員会は明日は予定しております。環境モニタリングの評価については、あさつてまとめて説明させていただきたいと思っております。

○文科省 文部科学省も原予力の方の関係ということで予定してございません。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。